

(2) 健康保険の医療費の適正化

【目標】 政府管掌健康保険事業・船員保険事業におけるレセプト情報管理システムを活用した効率的なレセプト点検調査の実施及び被保険者等に対する適切な受診指導等を行うことにより、医療費の適正化を推進する。

〔数値目標〕 被保険者1人当たりレセプト点検効果額（資格点検を除く）

・ 政府管掌健康保険：内容点検	806円以上	外傷点検	464円以上
・ 船員保険：内容点検	1,173円以上	外傷点検	868円以上

【計画】

① 効果的かつ効率的なレセプト点検調査の実施

- ア 内容点検については、同一の被保険者又は保険医療機関に係る数か月のレセプトを突合し点検する縦覧点検を中心に実施する。
- イ 外傷性点検については、業務上及び第三者行為に該当するレセプトを的確に把握し給付費の返還を求める。
- ウ 点検対象レセプトの抽出についてはレセプト情報管理システムを活用し、効率的な実施に努める。
- エ 各地方社会保険事務局の保有するレセプト点検に関する情報を共有化し、より効果的な点検を行う。
- オ 保険医療機関からの請求内容について調査が必要な場合等については、保険医療機関等の指導監査担当部署にその情報を連絡するなど連携を密にする。
- カ 重複受診等については事業主及び被保険者に対し適切な受診を行うよう指導する。

② 第三者行為保険事故に係る損害賠償請求権の迅速な行使

- ア 交通事故等による受診の場合については、第三者行為傷病届の届出を行うよう事業主及び被保険者に対し指導・啓発する。
- イ 債務者から納入されないまま時効により損害賠償請求権が消滅するおそれがある場合においては、時効の中断措置を講じる等の確かな債権管理を実施する。

③ 医療費通知

被保険者等に対し12か月分を対象に計画的に医療費通知の送付を行う。また、レセプト審査の結果、医療費が減額され、被保険者等が支払った一部負担金に大きく過払いが生じた場合において、被保険者へお知らせする高額査定通知については適正に実施する。

④ 高医療費地域における医療費適正化対策

- ア レセプト情報から事業所毎の医療費特性等の分析を行う。
- イ 分析結果を基に内容点検における重点事項を定めるとともに、社会保険総合健康管理推進事業の重点的事項として、保健師を事業所に派遣し、事業主及び被保険者に対し健康管理及び健康づくり等の認識を喚起させるための指導を行う。

	19年度計画	17年度実績
計画数値		
・被保険者1人あたりレセプト点検効果額 健康保険（資格点検）	2,016円	2,016円
見込数値	19年度見込	17年度実績
・医療給付費 健康保険	36,751億円	35,173億円
船員保険	197億円	197億円
・医療費通知件数 健康保険	22,669,000件	22,335,657件
船員保険	62,000件	65,325件
・負傷原因照会件数	377,000件	371,062件
・求償件数 健康保険	124,000件	136,164件
船員保険	540件	619件
・求償決定額 健康保険	5,987,000,000円	7,440,237,334円
船員保険	33,000,000円	45,077,547円
・レセプト点検効果額総額 健康保険（内容点検）	15,746百万円	15,424百万円
（外傷点検）	9,065百万円	8,876百万円
（資格点検）	39,385百万円	38,607百万円

(3) 健康保険の現金給付の適正化

【目標】 政府管掌健康保険事業・船員保険事業における傷病手当金等の現金給付の迅速な決定及び適正な支給に努める。

〔数値目標〕 請求書を受け付けてから、給付金が決定され、支給決定通知書が届くまでの所要日数の目標（サービススタンダード）について、請求者に対する不備返戻、医師照会及び実地調査に要した日数を除いた所要日数での達成率100%の実現を図る。

・傷病手当金、出産手当金、出産育児一時金、家族出産育児一時金、埋葬料（費）、家族埋葬料：3週間以内

【計画】

① 迅速な決定

「サービススタンダード」の達成状況を把握・公表し、問題のある点については改善のための対策を徹底する。（平成18年度における達成状況の公表は平成19年5月目途）

② 高額療養費の未申請者へのお知らせ

医療費が高額になった方で高額療養費をまだ申請していない方に対する申請の案内通知について、支給見込額等をあらかじめ示し、サービスの向上を図る（ターンアラウンド方式）。

③ 高額療養費の現物給付化の円滑な実施

平成19年4月以降、入院時の一部負担金の支払いが高額療養費の自己負担限度額を上回る者については、限度額適用認定書を医療機関等へ提示することにより、窓口での支払が自己負担限度額までとなっていることから、その交付申請がなされた場合、速やかに交付する。

④ 適正な支給

ア 傷病手当金の支給に関し、療養内容について十分に審査を行い、その適正化を図る。

イ 柔道整復師の施術に係る療養費の支給に関し、施術内容について十分に審査を行い、その適正化を図る。

⑤ 電子申請の利用促進

健康保険の給付に関する手続について、平成19年度以降「オンライン利用促進のための行動計画」に利用目標率を設定するとともに、利用促進のための取組を実施する。

		19年度見込	17年度実績
見込数値	・現金給付費		
	健康保険	5,844億円	5,321億円
	船員保険	55億円	54億円
	・被保険者1人当たり支給日数(傷病手当金)		
	健康保険	1.37日	1.41日
	船員保険	6.18日	6.19日

4. 年金相談等の充実に関する事項

【目標】被保険者、受給権者等の利用しやすい年金相談体制を充実するとともに、年金個人情報提供の充実を図る。

【計画】

社会保険庁では、団塊の世代の大量退職に伴い、年金相談等の業務量の増加が見込まれることから、

(1) まず、58歳到達者に対して、それまでの年金加入記録を通知し、記録の確認を行うとともに、併せて、希望される方には年金見込額試算を行い、(昭和21年1月2日以降に生まれた方を対象に、平成16年3月から実施)

(2) 更に、この事前通知により記録の確認が行われた方々等に対しては、年金支給開始年齢の直前に予め氏名、住所、年金加入記録等を記載した裁定請求書を本人あてに送付するサービス(ターンアラウンド)を実施している。(平成17年10月から実施)

また、社会保険事務所等に直接お越しいただくなくても年金相談の目的が果たせるよう、

(3) インターネットを活用した年金個人情報の提供(平成17年1月から実施)

(4) ネットワーク化により空いている拠点に電話をつなげるサービス「ねんきんダイヤル」の実施(平成17年10月から実施)

などに取り組んできた。

平成19年度においても引き続き、次の取組を実施する。

① 年金相談体制の充実

ア 社会保険事務所等における待ち時間の解消や勤労者等平日昼間に相談できない方への相談時間を確保するため、年金相談について以下のような取組を推進する。

- ・ 昼休み時間帯における年金相談の実施
- ・ 毎月第2月曜日を中心とした平日における年金相談の受付時間の延長
- ・ 毎月第2土曜日における年金相談の実施
- ・ ねんきん月間(11月)における休日の年金相談の実施・障害者・高齢者に配慮したファクシミリによる年金相談の実施

イ 窓口の混雑状況(事務所別、曜日時間帯別の平均待ち時間)をホームページ等で提供するとともに、積極的な情報提供や手続のご案内により、手続や相談のためにわざわざ社会保険事務所に来ていただく必要を減らすこと及び予約制による年金相談を含めた対策により、通常期で30分、混雑期においても1時間を超えるような長時間の待ち時間の解消を図る。

ウ 中央年金相談室及び全国23ヶ所の年金電話相談センターについて平成19年度から順次集約化を進め、コールセンターを整備することにより効率化と機能の充実を図る。

エ 社会保険事務所の配置や地域ニーズを考慮して、年金相談センターの移転及び廃止を行う。

オ 社会保険事務所の配置や地域ニーズを考慮して、ハローワークや市町村の庁舎を活用した相談事業を実施する。

カ 年金相談担当者のレベル別研修の実施及び年金相談マニュアルの充実を図り、相談員のレベルの統一化・向上を図るとともに、円滑かつ効率的に対応できる相談体制を整備する。

キ 民間における年金相談を促進する。このため、社会保険労務士、ファイナンシャルプランナー等に対する年金相談研修を実施する。

② 年金個人情報提供の充実

- ア インターネットによる年金個人情報の提供
 - ・インターネットによる年金見込額試算照会の受付を社会保険庁ホームページで行い、試算結果等を郵送により提供（平成16年1月～）
 - ・厚生労働省電子申請・届出システムを利用し、個人認証（公的個人認証法に基づき都道府県知事が発行する電子証明書等）を活用して年金加入記録をインターネットにより提供（平成17年1月～）
 - ・社会保険庁独自のID・パスワード認証方式による仕組みにより、年金加入記録を即時に回答（平成18年3月～）
- イ 「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」の裏面を活用し、国民年金第1号被保険者を対象に前年1年間の各月の年金加入状況を通知する。
- ウ 年金受給が近づいた58歳到達者に対して、被保険者記録を直接本人宛に通知するとともに、希望する方に対しては年金見込み額を別途通知する。
- エ 保険料納付実績や年金見込額等の年金個人情報についての定期的な通知（ねんきん定期便）の導入（平成20年4月～）に向けて、厚生年金保険被保険者及び国民年金第3号被保険者に係る住所記録の整備を推進するため、厚生年金保険被保険者・国民年金第3号被保険者住所一覧表の提供事業を行う。（平成18年2月～）
- オ ねんきん定期便の実施を一部前倒しし、35歳到達者に対して、被保険者自身が自らの年金加入状況を確認できる通知を行う（平成19年3月～）。更に、平成19年度中に、45歳到達者に対して35歳到達者と同様の通知を行うとともに、55歳以上の者に対しては、保険料納付実績や年金見込額の通知を行う。
- カ 年金受給権を有するが、満額受給の要件を満たしていない方を対象として、58歳到達時の「年金加入記録のお知らせ」の際、任意加入に伴う保険料納付額及び受給年金増加額を示すことにより、任意加入を勧奨することを検討する。

		19年度計画	17年度実績
計画数値	・ねんきんダイヤル応答率	80%	77.5%
	・年金加入状況の通知件数	11,760,000件	12,019,208件
	・ <u>35歳到達者への通知件数</u>	2,054,000件	(平成18年度新規実施)
	・被保険者記録の事前通知件数	2,023,000件	1,770,941件
見込数値		19年度見込	17年度実績
	・年金相談者数（来訪相談者数）	9,030,000人	7,444,190人
	・インターネットによる年金見込額試算照会の受付件数	172,000件	80,499件

5. 保健事業及び福祉施設事業に関する事項

(1) 保健事業の実施

【目標】社会保険事業に係る保健事業は、適切かつ効率的に実施する。

特に、政府管掌健康保険事業・船員保険事業において、平成20年4月からの「高齢者の医療の確保に関する法律」の施行による特定健診・特定保健指導の義務化を見据えて、生活習慣病予防健診事業を効果的に実施するとともに、それに基づく事後指導等の事業を適切かつ効率的に実施する。

〔数値目標〕・健診実施割合

政府管掌健康保険：34%以上（40歳以上の被保険者）

船員保険：39%以上（40歳以上の被保険者）

・事後指導：実施者数が前年度の実績を上回る

【計画】

ア 生活習慣病予防健診事業の実施

・一般健診（C型肝炎ウイルス検査を含む）等の実施

・健診機関毎の健診受診単価契約の実施

イ 社会保険総合健康管理推進事業の実施

・健康づくり指導講習会の開催等

・心の健康（メンタルヘルス）のための講習会、相談会等の事業を実施

・生活習慣病予防健診結果が「軽度異常」「要経過観察」と判定された者に対する保健師を活用した事後指導の実施

・健康管理意識の啓発、生活習慣に起因する糖尿病等の危険因子を有する者及び生活習慣病の指導管理を受けている者に対する保健師、健康運動指導士等による運動指導等の健康づくり事業等の実施

ウ 被保険者のニーズを踏まえ、生活習慣病予防対策を中心に、健診の受診者の拡大をはじめ、保健事業の充実を図る。

エ 医療費分析・他の保険者と共同した保健事業等を行うなど、地域の実情に応じた効果的な取組を推進する。

オ 平成20年4月から、すべての医療保険者に対し、40歳以上の被保険者等に対する特定健診・特定保健指導が義務づけられるため、特定健康診査等実施計画の策定や、当該実施体制の整備及び市町村等関係団体との調整を実施。

	19年度計画	17年度実績	
計画数値	・健診実施者数		
	健康保険(40歳以上被保険者)	3,633,240人	3,039,963人
	船員保険(40歳以上被保険者)	16,026人	15,493人
	・事後指導実施者数		
	674,103人	581,625人	

(2) 保健・福祉施設事業の実施

【目標】社会保険事業に係る保健・福祉施設事業は、各保健・福祉施設の見直しの方針に基づき、着実に整理合理化を実施する。

【計画】

① 年金福祉施設等

ア 年金の福祉施設、政府管掌健康保険の保養施設及び健康管理センター等については、独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構（RFO）において、中期目標等に沿って当該施設の譲渡等が進められているか把握する。

これらの施設の運営を委託している公益法人についても、その廃止を含めた整理合理化を進める。

イ 船員保険の福祉施設については、船員保険事業運営懇談会の検討結果等を踏まえて、引き続き整理合理化の具体的な進め方などの検討を行う。

【参考】

○RFOにおける平成18年度落札実績（平成19年1月31日現在）

落札物件数	72
落札価格	26,839百万円

○発足以来の落札実績（平成17年10月1日～平成19年1月31日）

落札物件数	81
落札金額	33,129百万円

○RFOにおける平成19年度実施計画（譲渡施設数の見込み）

施設数	90
物件数	147

② 社会保険病院

社会保険病院については、平成15年度から平成17年度までの3カ年の経営改善計画の実施状況や収支状況、地域において担っている役割や病院機能等を総合的に勘案したうえで整理合理化計画を取りまとめる。

6. 業務全般に関する事項

(1) 国民サービスの向上

【目標】・サービスの向上により、お客様の満足度を向上させる。

- ・お客様の視点に立ったサービス実現のため、お客様への情報提供及びニーズ把握を推進し、サービスの改善に反映させる。

〔数値目標〕「お客様満足度」調査によるお客様満足度：前年同期以上

	19年1月	18年7月
年金相談窓口 (全体の満足度)	%	89%
年金相談以外の窓口 (全体の満足度)	%	84%

注) 数値はアンケート調査における5段階評価で「満足」及び「やや満足」の評価を得た割合。

【計画】

① 分かりやすい情報提供

- ア 社会保険庁ホームページを活用して、社会保険庁改革の推進状況を逐次国民に情報提供するとともに、各種窓口の案内や制度の分かりやすい説明、各地域別の情報提供に努める。
- イ 窓口の混雑状況（事務所別、曜日時間帯別の平均待ち時間）をホームページ等で提供し、混雑の少ない事務所や時間帯での利用を促すとともに、待ち時間をできる限り短縮化するための取り組みを推進する。
- ウ 社会保険庁ホームページ等において、社会保険庁の業務の改善・効率化に関する意見・要望を、広く国民の声対応報告体制により集約し、業務改善に反映する。

② 窓口サービスの改善

- ア 全国の社会保険事務所等の窓口サービスについて「お客様満足度アンケート」を年2回（7月、1月）定期的を実施し、結果を社会保険庁ホームページに公表する。
- イ 利用者のニーズに対応した社会保険サービスを提供するため、本庁及び地方における職員教育の充実を図る。
- ウ サービスの提供状況を客観的に評価するため、民間の調査機関による窓口サービス実態調査を継続的に実施する。

③ 分かりやすい通知書等への見直し

ア 地域により様式及び添付書類が異なっていた各種届書について、全国的に統一した業務マニュアルの運用開始（平成18年10月～）とともに、様式等の統一化を図ったところであるが、更に、申請書類等を記入しやすくし、記載すべき内容がわかりやすいものとするため、年金受給者等の視点に立った各種申請書類等を見直しを行う。

イ 通知書等の見直しに当たっては、「通知書等作成ガイドライン」に基づく見直しを行うとともに、社会保険庁LANを活用し、社会保険事務所職員等からの意見を反映させる。また、利用者の視点に立った見直しを進める観点から、各種通知書等に対するモニター会議を開催する。

④ 業務品質の向上及び標準化

ア 全国的に統一した業務マニュアルの精緻化・拡充及び円滑な照会対応を図り、業務品質の標準化を推進する。

イ 社会保険庁LANの活用等により、第一線の職員が蓄積してきた優れた業務ノウハウ等を把握するとともに、データベース化し、共有化を推進する。

⑤ 届出の省略

ア 年金受給者に対するサービスの向上及び業務の効率化を図る観点から、住民基本台帳ネットワークシステムを活用して生存確認を行うことにより、現況届の提出を省略（平成18年10月～）。

イ 住民基本台帳ネットワークシステムを活用した国民年金・厚生年金の被保険者等の氏名・住所変更の把握（氏名・住所変更届の省略）に向けた検討を進める。

⑥ 電子申請の利用促進のためのインセンティブ措置

ア 事業主が『磁気媒体届書作成プログラム』を利用して電子申請するに際して当該事業所の人事給与等システムを改修又は構築した場合、情報基盤強化税制等の税制上の優遇措置が受けられることについて周知を行う。

イ 『磁気媒体届書作成プログラム』を利用した社労士代行申請の場合、事業主の電子証明書について、ID・パスワードに代替できることについて周知を行う。

ウ 『磁気媒体届書作成プログラム』を利用した電子申請の場合、被扶養者（異動）届の磁気媒体届書作成プログラム化を踏まえ、健康保険被保険者証の交付に要する期間を短縮する。

⑦ 年金被保険者・受給者カードの検討

年金被保険者・受給者カードの導入について、省内関係部局と連携し、セキュリティの確保や技術開発等に要する経費等を考慮しつつ、カードの形態、機能等について幅広く検討を進める。

(2) 予算執行の透明化

【目標】 予算の執行に当たっても、更に業務の再点検により、低コストの実現、コスト効率の向上に努めるとともに、競争入札等の徹底を図り、予算執行の透明性を向上させる。

【計画】

① 調達コストの削減と透明性の確保

- ア 調達における競争性・透明性の確保を図るため、競争入札等に付すことを徹底するとともに、調達に係る計画数値に基づき、調達コストの削減に努める。
- イ また、契約事務の適正化のため、随意契約件数の削減に努めるとともに、契約事務取扱要領に基づく事務処理の徹底を図る。
- ウ 本庁の調達委員会及び各社会保険事務局の契約審査会において、年間を通じた調達の進行管理や一定額以上の調達案件の事前審査等を行い、調達の適正化、透明性の確保及び調達コストの削減に努める。
- エ 随意契約審査委員会における随意契約のチェック等を的確に実施する。
- オ 業務に使用する帳票等については、インターネットを活用した受発注システム（管理換WEB）を円滑に運用して適正な在庫管理を行い、調達コストの削減に努める。
- カ 平成19年度から、国民年金特別会計と厚生保険特別会計が年金特別会計として統合されることに伴い、予算執行に関する事業単位コードを見直し、適用、徴収、給付、相談等の各業務のコスト管理の一層の効率化を図り、職員のコストに対する意識の向上を図るとともに、事業目標の達成に向けた効率的なコスト配分を検討する。

② 会計監査の強化

- ア 本庁内部部局、施設等機関及び地方支分部局に対する会計監査は、会計法令に基づいた適正な予算執行を確保する観点から、調達業務の適正処理、会計機関における会計事故防止対策の取り組み状況等に重点をおいて実施する。
特に、現金亡失等の事故防止対策として事務所等に対して、抜き打ち監査（事前通告なしの会計監査）を実施する。
- イ 本庁の会計監査官とブロック担当事務局に配置された会計監査を担当する地方社会保険監察官とが連携しながら、ブロック局管内の会計監査を効果的に実施する。

③ 予算・決算の検証

- ア 社会保険庁の予算及び決算について、広く国民に情報提供するため、インターネット等を活用してわかりやすい形で公表する。
- イ 予算の積算を適用業務、徴収業務、給付業務及びシステム関連業務に分類するとともに、執行結果を予算要求に反映させる。

計画数値

- ・競争入札割合
100万円以上の契約について、競争入札の件数が占める割合が60%以上
- ・調達コストの削減
調達計画額の10%以上を削減

(3) 広報活動の推進

【目標】 社会保険事業に関する効果的な広報を行うとともに、年金教育の拡充を図る。

〔数値目標〕 生徒に対する年金セミナーの実施率を全中学・高校数の35%以上とする。

【計画】

① 社会保険事業の効果的な広報

ア 適切な広報媒体を選定することにより、より効果的な広報の実施を図る。

- ・ 広報目的や対象に応じた広報媒体を活用した広報の実施
- ・ 効果測定を踏まえ、より効果的な広報媒体による広報の実施
- ・ 11月を「ねんきん月間」として設定し、国民年金保険料の収納対策や相談事業等と連動した広報活動を展開

イ 次のような施策目的に沿った周知広報を充実する。

- ・ 制度改正に伴う施行事務の円滑な実施のための改正内容の周知広報
- ・ 年金制度に対する不安・不信感を払拭するとともに年金制度の意義や役割及び保険料の確実な納付について、被保険者等に対する周知広報
- ・ 国民年金の保険料について、口座振替割引制度、低所得者の保険料の減免手続、学生及び若年者の納付猶予の手続、電子納付やコンビニ収納等についての周知広報
- ・ 健康保険、厚生年金等の適用の適正化及び適正な保険料収入の確保並びに保険給付の適正化のため、被保険者資格、被扶養者、報酬月額及び賞与額の適正な届出、保険料の納期内納入等について、事業主に対する周知広報
- ・ インターネットや磁気媒体（FD）による届出の普及促進を図るため、事業主等に対する周知広報
- ・ 適正受診等について、事業主及び被保険者等に対する周知広報
- ・ 政管健保の保険給付や健診・健康相談等の保健事業の実施などについて、ホームページに掲載するほか、被保険者に対してリーフレットなどにより、直接、周知する広報

ウ 社会保険委員、国民年金委員、社会保険労務士等の協力・連携による周知・理解の推進

エ 平成17年度から作成している「総合パンフレット」（国民年金のメリット、安心感などの訴求ポイントを分かりやすく解説）及び「目的別チラシ」（国民の多様な関心事項に的確に回答）の平成19年度版を作成し、これらの広報素材を元に、年金制度の意義役割の周知、年金制度に対する漠然とした不信感を払拭するための広報を展開する。

オ 平成19年度から、年金制度の仕組や必要な届出等について解説した「ねんきん被保険者のしおり」を作成して、年金手帳の交付時等に合わせて配布する。

カ 全国統一的な事務処理を原則とし、各種広報（パンフレット、チラシ等）を含め、現場において、実情に応じた異なる取扱いが必要な場合には、本庁に協議する方式を徹底する。

キ 社会保険庁ホームページにおいて、年金制度を解説したネット番組の配信や子供向けのキッズページ等を含め、わかりやすい広報を展開する。

② 年金教育の推進

- ア 学校における年金教育をより一層推進し、中・高校生を対象とした年金セミナーを順次拡充する（年金教育推進協議会を活用し、教育関係機関との協力・連携、教師向け、生徒向け年金セミナー実施校の拡大、年金広報専門員の活動の強化）。
- イ 文部科学省と連携し、学生に対する年金制度、学生納付特例手続の周知・広報等について、大学等に対し、必要な協力を依頼。
- ウ 大学生の公的年金制度への参加意識を醸成するため、年金制度に精通した大学教授等を講師として選任し、大学ごとに年金セミナーを開催する。
- エ 全国の地方社会保険事務局の主催により、地域に根差した公開講座（年金セミナー等）を定期的で開催し、年金制度等の意義や役割、保険料納付の重要性や給付面でのメリット等について周知啓発を実施する。
- オ 国民の教育について社会保険大学校の活用を図る（平成17年4月～）。
 ・企業内研修や自治体・学校・地域における研修等の活用に資するため、研修教材の社会保険庁ホームページへの掲載
 ・地方社会保険事務局による公開講座（一般国民に対する年金セミナー等）の開催に対する講師派遣等の支援
- カ 11月の「ねんきん月間」の活動に合わせて、中学生等を対象とした年金作品コンクールを全ての社会保険事務局で実施するとともに、全国ねんきん作品コンクールを実施する（各都道府県の優秀作品の中から長官表彰を行う）。

	19年度計画	17年度実績
計画数値		
・ ホームページアクセス数	6,500万件	6,093万件
・ <u>新聞広報の接触率</u>	前年度を上回る	30.1%
・ 年金セミナー		
中学・高校生対象	35%	28.7%
<u>大学生対象</u>	前年度を上回る	22校
		(18年度見込み)